

仕様書

1 業務概要

本市が排出する水道メーター(青銅屑)及び鉄屑の搬出及び買取業務

2 搬出場所

東長崎資材倉庫、東長崎浄水場(長崎市田中町608番地7)

西部道ノ尾流量調整池(西彼杵郡長与町高田郷77番2)

3 搬出期限

令和7年3月21日(金)まで

※土曜日、日曜日及び休日を除く。

4 搬出時間

午前9時30分から午後4時30分の間に行う。(ただし、事前に本市の担当者から了解を得ている場合はこの限りではない。)

5 予定数量

品目	予定数量
水道メーター(青銅屑)	9,944 kg
水道メーター(ビスマス製)	1,179 Kg
水道メーター(エコブラス)	185 kg
鉄屑	30,000 kg
合計	41,308 kg

6 現物確認

令和7年1月7日(火)から令和7年1月10日(金)

午前10時00分から午後4時30分まで

※希望者のみ。見学の際、事前連絡をお願いします。

7 売却代金

売却代金の算出は物件引取報告書の正味重量に契約単価を乗じて得た額(円単位未満は切り捨て)に消費税及び地方消費税の税率100分の10を乗じて得た額を加算した金額(円単位未満は切り捨て)とします。

8 提出書類

(1) 物件引取報告書（別記様式参照）

※引取完了後、7日以内に提出すること。

(2) 計量証明書

※計量完了後、速やかに交付すること。ただし、計量当日に交付できない場合は物件取引報告書の提出日までに提出するものとする。

9 特記事項

(1) 現物確認を行わなかったことによる引取物品に対する苦情等は一切受け付けない。

(2) 使用しなくなった水道メーターは可能な範囲で分解・分別作業を行っていますが、13mmメーターについては、メーター内のピンなど付着物が残っているものがありますので、現物を十分に確認のうえ、入札に参加してください。

(3) 搬出は、通常の水道メーター、ビスマス製の水道メーター及びエコブラスの水道メーターを種類別に詰め替えての回収は可能とします。

(4) 搬出及び買い取りにおいて、計量手数料及び計量証明料が生じる場合は、貴社負担とする。

(5) 計量証明の書式に合わせて計量者名や計量責任者名等を明記すること。

(6) 空車時及び積載時の計量には本市職員が立会うので事前に連絡すること。

(7) 作業を行う際は、安全管理を徹底するとともに、関係法令等を遵守すること。

(8) 売却代金は、「8 提出書類」に示す書類が提出されてから発行する納入通知書で、その定められた期日までに納めること。

(9) 入札をした者は、入札後、長崎市上下水道局契約規程、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 西部道ノ尾流量調整池から搬出する際は、荷物積載時での車両総重量が10トン未満の車両で対応すること。なお、鋳鉄直管など車両に積載できない場合は回収を行わず、引き取り可能な鉄屑のみ回収を行うこととする。

【連絡先】

長崎市上下水道局 業務部経理課

担 当：倉田

電 話：095-829-1204

ファクス：095-829-1205

別紙 水道メーター（青銅屑）ほか売却予定数量一覧

種類別予定数量及び換算割合

品目	予定数量	換算割合
水道メーター（青銅屑）	9,944 kg	0.82416451
水道メーター（ビスマス製）	1,179 kg	0.09479931
水道メーター（エコブラス）	185 kg	0.01176286
鉄屑	30,000 kg	0.06927332

※換算割合とは、市の積算総額に占める品目別の積算額の割合。

【契約単価の決定方法】

契約単価は入札書記載額に換算割合を乗じて得た額をさらに予定数量で除した額(小数点第3位以下切捨て)とする。

ただし、契約単価に各品目別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札額を下回る場合は、原則として、予定数量の少ない品目から順に1銭単位で加算(場合によっては減算)し、端数調整を行う。

(別記様式)

令和 年 月 日

長崎市上下水道事業管理者 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

物 件 引 取 報 告 書

【水道メーター(青銅屑)ほか売却 (単価契約 / 1 kg 当り)】

引取日	引取場所	車番	総重量	空車重量	不採用	正味重量
			kg	kg	kg	kg
			kg	kg	kg	kg
			kg	kg	kg	kg
			kg	kg	kg	kg
合 計						kg

※表は適宜修正して使用して差し支えない。